

## パブリック・コメント手続（意見募集）結果

### （仮称）横須賀市放課後児童クラブ 設置条例骨子案について

平成30年（2018年）11月27日

横 須 賀 市

お問い合わせ先：こども育成部 教育・保育支援課  
電話 046-822-8061（直通）

**「（仮称）横須賀市放課後児童クラブ設置条例骨子案について」  
に対するパブリック・コメント手続の結果について**

**1 意見募集期間**

平成30年（2018年）10月5日（金）～10月31日（水）

**2 意見の提出者数と意見件数**

21人の方から49件の意見提出がありました。

**3 提出方法別の人数**

提出方法	人数
直接提出	—
郵送	—
ファックス	10人
E-mail	11人
合計	21人

**4 項目別の意見数**

項目名	件数
(1)「名称及び位置」関係	1件
(2)「対象児童」関係	2件
(3)「休所日」関係	1件
(4)「開所時間」関係	6件
(5)「利用及び利用の終了」関係	9件
(6) その他	30件
合計	49件

## 5 提出された意見の概要及び市の考え方

### (1) 「名称及び位置」関係

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	逸見小学校だけに設置することで良いのか。既に民間学童保育がある校区でも、民間学童保育の定員の関係で利用を断られ、利用できない保護者がいる。ニーズ調査は学童保育未設置の校区だけでなく市内の保育園利用者に行い、また民間学童保育の利用者数や定員を確認し、需要と供給のミスマッチが生じているエリアをピックアップして、公設学童保育の設置が必要な校区を決定することが平等ではないか。	1件	貴重なご意見として承ります。
合 計		1件	

### (2) 「対象児童」関係

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	設置運営基準の第5条でも謳っていますが、公設であれば手厚いサービスを提供したほうがいいのではと思います。そこで、保護者が昼間家庭にいても、病気等で子どもを看ることができない場合もあるのではないかと思います。そのため、「昼間家庭にいないこと、もしくは、家庭にいても看ることが出来ないこと」と範囲を広げてはどうかと思います。	1件	児童福祉法に規定する条文を基本としています。ご提案内容については、運用において対応していきます。
2	対象児童についてですが、①と②の他に公設なので、例えば市長は前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、前項各号に掲げる要件を満たさない者を対象児童とすることができるというような項目を入れたほうがいいのではないかと思います。	1件	ご指摘の内容は規定します。
合 計		2件	

### (3) 「休所日」関係

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	休所日とありますが、施設ごとに定めることになっている運営規定も開所日と開所時間とを記載することになっています。公設なので、開設日と開設時間というように統一したほうが良いのではないかと思います。	1件	参考意見として承ります。
合 計		1件	

(4) 「開所時間」関係

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	土曜保育は朝8時から夜7時開所だと、指導員は午前午後などで交替するのですか。そうでない場合、休憩などどうするのですか。	1件	交替を基本として想定していますが、運用において対応していきます。
2	臨時に開所時間等を変更する場合の決定は市長がするのでしょうか。また、延長時間をオーバーしてお迎えに来る保護者もいると思うが、それも臨時ということになるのでしょうか。	1件	市長が変更できる旨の規定とします。 また、開所時間を超えてのお迎えは臨時の変更に該当しません。
3	開所時間には、授業のある日は午後7時まで、土曜日及び長期休業期間等は午前8時から午後7時とありますが、長期休暇等の平日は交代制にするなど調整できますが、土曜日も7時までが通常の開所時間というのは、最低支援員と補助員二人以上という態勢が必要になり、休憩時間は実質取れないので労働環境的にも厳しいと思います。そういう意味でも、延長時間というのはもうけないのでしょうか。	1件	延長時間を設けることは考えていません。 なお、交替を基本として想定していますが、運用において対応していきます。
4	開所時間の最後の2行、「なお、特に必要があると認めるときは、開所時間を臨時に変更することができるものとします」とありますが、公設なので「市長が」など主語を入れるべきではないでしょうか。または、運営を委託されたところが変更することができるのか、教えてください。	1件	市長が変更できる旨の規定とします。
5	開所時間についてですが、「午後7時まで」と記載されていますが、延長保育等はあるのでしょうか。また、ある場合は保育料等を含めて、詳しく教えて頂きたいです。	1件	延長保育は考えていません。
6	時間延長が可能となる旨の条項を追加すると良いのではないかと。八王子市の条例にはそのような条項が設けられているので、参考にしてほしい。市外に通勤する保護者にとって、短時間勤務が打ち切られる学童期の子どものお迎えを19時までに行くのはかなり厳しい。また、開所時間の設定についても、民間学童保育の平均からではなく、ニーズ調査の結果に基づいて行うべきと考えます。	1件	貴重なご意見として承ります。 なお、開所時間については、ニーズ調査を基に設定しています。
合 計		6件	

(5) 「利用及び利用の終了」関係

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	<p>対象児童の要件に①②の二つの条件「集団における健全な育成が困難であると認めたとき」「不適当と認めたとき」が提示されています。この判断基準は、運営受託者による采配が大きいように感じるが、その具体的な中身についてはどのように考えているのか気になる所です。</p> <p>他地域ではこれらが子ども同士のトラブルが絶えない、規律を守れない…などの理由を掲げて利用を制限している事例を過去に聞いたことがあります。中には指導員の力量不足や保育環境、児童の家庭環境や背景を無視した育成支援が行われている事例もあり、表記上、受託者もしくは利用者に誤解を招くケースもあります。</p> <p>具体的にどのような場合が想定されるのか、想定したうえでの規定なのかを明確にしていたきながら、それらの理由が児童の権利条約や児童福祉法に反する考え方でないかどうかの精査が必要だと感じました。</p>	1件	<p>本規定は、市長が利用の承認をしないことができる場合として、①は医療的なケアが必要な児童などを想定していますが、運用に当たっては、保護者の方と個別に相談して対応していきます。</p> <p>また、②は虚偽の申請を行った場合などを想定しています。</p>
2	<p>利用を終了する場合の申請先はどこでしょうか。市長に申請するのでしょうか。退会を希望する何日前までに、などの決まりはつくらないのでしょうか。</p>	1件	<p>申請先は記載のとおり市長となります。</p> <p>また、届出日については、運用において対応していきます。</p>
3	<p>ここでは、あくまでもクラブの利用方法について述べているのであって、利用できる児童を記載するのであれば、別項目で挙げたほうがいいのではないかと思います。ただ、児童の状況で利用の可否を判断することはいかなものかと思えます。</p> <p>子どもを中心にした放課後生活の保証を担うのが学童の本来の姿だと思います。その主体である子どもの良し悪しによって、利用できる、できないに振り分けるのは目的から外れると思います。</p> <p>そして、掲載されている①②は、いずれも「指導員の言うことを聞かない子どもは、利用できない」と感じてしまいます。子ども一人ひとりに寄り添った保育を実施するのが、プロの指導員だと思います。そのために、資格が必要となるのではないのでしょうか。</p>	1件	<p>本規定は、市長が利用の承認をしないことができる場合として、①は医療的なケアが必要な児童などを想定していますが、運用に当たっては、保護者の方と個別に相談して対応していきます。</p> <p>また、②は虚偽の申請を行った場合などを想定しています。</p>

4	入所できる人数に限りはあるのか。希望者が多数の場合、どのようなことで入れる児童、入れない児童をわけなのか。1人親であるとか、学区外であるとか、そのようなことで優先順位を決めると思うので、その内容を知りたい。	1件	定員を設定します。 また、利用希望者が定員を超えた場合の利用決定基準については、別途規定します。
5	利用及び利用の終了について、「放課後児童クラブを利用しようとする児童の保護者は、市長の承認を受けなければならないものとします」とありますが、承認の前に申請があると思うので誰に申請するのかを入れたほうが良いと思います。	1件	規則で規定します。
6	さらにその後の文面ですが、「…ただし、利用しようとする…当該承認をしないことができるものとします。「①集団における健全な育成が困難であると認めるとき」の健全な育成が困難の判断基準は何でしょうか。曖昧すぎると思います。感染性の疾病に罹患しているときなどや、対象児童が心身の虚弱等により、集団生活に耐えることができないと認められるときなどと具体的に記載したほうが良いのではないのでしょうか。	1件	運用において対応していきます。
7	承認の取り消しという項目も必要だと思います。	1件	取消しの項目は規定します。
8	利用及び利用の終了についての項目ですが、「集団における健全な育成が困難」とは具体的にどのようなことなのでしょう。また、児童の受け入れに関して、障害のある児童の受け入れについては検討されているのでしょうか。	1件	医療的なケアが必要な児童などを想定していますが、運用に当たっては、保護者の方と個別に相談して対応していきます。 なお、障害のある児童も受け入れる予定です。
9	(5)の内容がわかりづらい。その時の管理者の意向で、学童を必要とする子が入れない心配がある。門戸を広くしてほしい。	1件	本規定は、市長が利用の承認をしないことができる場合として、①は医療的なケアが必要な児童などを想定していますが、運用に当たっては、保護者の方と個別に相談して対応していきます。 また、②は虚偽の申請を行った場合などを想定しています。
合 計		9件	

(6) その他

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	利用料金、延長利用料金、土曜保育料、おやつ代などの規定はないのですか。	1 件	利用料など金銭徴収に関する条項は、意見募集の対象外となっています。 なお、利用料に関することについては条例及び規則に規定します。
2	利用料金の未払いや滞納、長期間利用できなかった場合（病気や怪我など）の利用の資格取り消しや、休会、利用料免除、返金の措置はないのでしょうか。	1 件	利用料など金銭徴収に関する条項は、意見募集の対象外となっています。 なお、利用料に関することについては条例及び規則に規定します。
3	公設の放課後児童クラブが設置されることは、素晴らしいと思います。学童保育の基本である一人ひとりが自分のやりたいことが表現でき、大切にしていただける学童クラブにできますよう、保護者との伝え合い、子育て支援ができるようなことが、実現できますようどうぞよろしくお願いします。	1 件	今後の施策の実施に当たり貴重なご意見として承ります。
4	学童がない学区に初めて横須賀市に公設学童が設置されるというのは大変画期的なことだと思っております。運営は民営になるとのことですが、支援員の資質、保育内容、運営指針等については、市連協加盟の市内でも運営の安定した学童を基準として頂くことを強く望みます。	1 件	今後の施策の実施に当たり貴重なご意見として承ります。
5	利用料金がいくらになるのか知りたい。	1 件	利用料など金銭徴収に関する条項は、意見募集の対象外となっています。 なお、利用料に関することについては条例及び規則に規定します。
6	今現在、学童保育を利用している保護者としては、今後の計画をもっと具体的にわかりやすく発信してほしい。	1 件	今後の施策の実施に当たり貴重なご意見として承ります。
7	実際に保育してくださる方がどんな方で何名ぐらいなのか、トラブルがあったときは、誰に言えば良いのかを知りたい。	1 件	今後、運用において対応していきます。
8	今現在、民間の場所を借りて、学童保育を運営、支援員として働いています。家賃補助はあるものの、経済的にはとても厳しく、公設の放課後児童クラブを設置するとありますが、運営については市がやるのか、全て委託先がやるのか記載がない。	1 件	公設民営を予定しています。 なお、ご意見の内容は、契約に関する事項のため、条例に規定しません。

9	利用料金、延長利用、土曜保育料、おやつ代等、もう少し詳しくないとわかりません。	1件	利用料など金銭徴収に関する条項は、意見募集の対象外となっています。 なお、利用料に関することについては条例及び規則に規定します。
10	民設民営での運営の学童保育としては、補助金を上げてもらいたい。	1件	貴重なご意見として承ります。
11	常勤指導員には、年収賃金を上げることが必須だと考えています。そうしないと、指導員が長く働くことができないと思います。労働条件は本当に満たせるのか。	1件	労働条件については、運用において充分配慮していきます。
12	条例なのに骨子だけでパブリック・コメントにかけるというのが、不十分ではないかと思いますが事例としてあるのか教えてください。	1件	条例を新設する場合、骨子だけで意見募集を行うこともあります。
13	「条例の概要として以下のとおりです」とありますが、目的が書かれていません。(1)は、名称及び位置ではなく、目的を書くべきではないでしょうか。	1件	条例には設置の内容として規定します。
14	公設なので、利用料金を明確にしてください。延長時間を設ける場合は、延長料金についても明確にしてください。また、納付手続き等や減免についても明記するべきだと思います。	1件	利用料など金銭徴収に関する条項は、意見募集の対象外となっています。 なお、利用料に関することについては条例及び規則に規定します。
15	運営についてですが、公営でやらないのであれば、運営の委託についても明記するべきと思います。	1件	公設民営を予定しています。 なお、ご意見の内容は、契約に関する事項のため、条例に規定しません。
16	この条例は、今後も設置される可能性のある横須賀市の公設学童クラブ全てに適用されるものなのでしょうか。 または、今回設置が決まった逸見地区のみに適用されるものなのでしょうか。	1件	逸見地区のみに適用されるものではなく、公設の放課後児童クラブに適用していきます。
17	指導員または支援員の人数や体制についても、もう少し詳しく記載して頂けると良いと思います。	1件	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守しつつ、運用で対応していきます。
18	公営なのか、民営なのかを明記する必要があるのではないかと。また、特に民営の場合、運営方針や事業者の選定方法や指導事項など、条例または施行規則などで明記するべき。事業者の請け負うべき業務についても明記し明確にしておくことが必要と考える。	1件	ご意見の内容は、条例に規定する内容ではありませんので、記載はしません。 また、事業者の選定方法や業務内容等は、プロポーザルにおいて明確にしています。

19	利用料について条項を設けるか施行規則内で明記が必要ではないか。	1 件	利用料など金銭徴収に関する条項は、意見募集の対象外となっています。 なお、利用料に関することについては条例及び規則に規定します。
20	平成31年4月からの開始は難しいのではないかと。請け負う事業者が適正に学童保育を運営するための、運営方法や運営費に関する内容を3月末までに横須賀市で確定できるのか疑問である。	1 件	平成31年4月、開設予定としています。 今後、事業者が適正に放課後児童クラブを運営できるように取り組みます。
21	横須賀市内に学童が増えることは良いことではありますが、今ある学童についてはどのように考えているのか示して頂きたいです。利用金額の差、指導員の保育の質の差等が生じてしまうと、不公平になってしまうことも考えられるのではないのでしょうか。新設するとともに、現在の学童クラブの質を保障する等、横須賀市全体の学童クラブの運営について見直すことが必用であると思います。今運営されている学童クラブも、他地域に比べると利用金額が高く、家庭の負担は大きいです。補助金の援助等が必要です。また、学童クラブによって対象となる学年が異なるので、親が安心して仕事ができる環境になるよう、対象学年を広げることも必要だと思います。他地域に比べて学童クラブの充実が課題の一つとして挙げられると思いますので、横須賀市として全ての学童クラブをどのようにしていきたいかについて、是非示していただければと思います。	1 件	今後の施策の実施に当たり貴重なご意見として承ります。
22	民間の学童クラブと公設の学童クラブの違いを明確にしてほしい。公設の学童クラブでできること、できないことを明確にしてほしい。また、なぜ民間、公設と分ける必要があるのか。もし、学童クラブを民間、公設と分ける必要があるのであれば、目的・対象をはっきりと明記する必要があると思います。例えば、幼稚園、保育園は、目的・対象がはっきりしているの、子どもを預ける親としては、選択の自由があるので良いと思います。学童クラブも民間だけだと、パートタイムの母親にとっては、高額の保育料になるので、公設の学童保育があれば、とても経済的に助かると思います。民間だけの学童より、民	1 件	今後の施策の実施に当たり貴重なご意見として承ります。

	間、公設両方の学童があつて、利用したい人が利用しやすい体制、制度をつくってほしい。毎日ではないが、週2、3回程度、低額の保育料で利用できる学童クラブを、是非、公設の学童クラブでやって頂きたいと願います。		
23	<p>これまで横須賀市では、公設としての放課後児童クラブがない中、放課後の子どもたちの安全を守るため、また、保護者が安心して働き続けることができるようにと、希望する保護者自らが放課後児童クラブ（学童保育）をつくり続けてきました。その活動の中で、働きながら、設置する場所を探し、学童保育もつくり、子どもたちを保育する人材も探し、保護者同士でつながりあつて今日まで続けてきたと聞いています。公設の放課後児童クラブが設立されることは、これまで必要としてきた保護者たちにとって、喜ばしいことであると感じるとともに、これまでの中で育まれてきたような、子どもたちを見守り続ける保護者同士のつながりや、つながりから生まれた、互いの子どもを理解してともに育てあつていくような環境がなくならないかと感じます。民設でつくられてきた大変さと、民設だったからこそその良さがあつて、是非公設の放課後児童クラブがつけられる中でも、この良さの部分は、横須賀市の良さの一つとして引き続き持ち続けられるようなものになってほしいと考えます。</p> <p>また、内容について拝見した中には、利用料などについての記載がありませんでしたが、既に横須賀市内にある民設の放課後児童クラブと同じ市内であるのに、住居、小学校区の関係で大きな格差が出てしまわないのか、市としてどのように対応されるのか疑問もあります。必要とする保護者自らつくった放課後児童クラブと、突然に公設として市がつくった放課後児童クラブに、利用料はもとより、子どもたちに対する保育面でも格差が生まれないことを望みます。</p>	1 件	<p>今後の施策の実施に当たり貴重なご意見として承ります。</p> <p>また、利用料など金銭徴収に関する条項は、意見募集の対象外となっています。</p> <p>なお、利用料に関することについては条例及び規則に規定します。</p>
24	公設の児童クラブは、小学校の空き教室が中心で設立するのですか。市内の賃貸物件を借り上げてクラブを設立する場合、だれが物件探しをするのですか。	1 件	<p>①今回は、小学校の空き教室を利用して実施します。</p> <p>②利用料など金銭徴収に関する条項は、意見募集の対象外となつて</p>

	<p>民設民営の児童クラブは、民営で展開するために、予算のやりくりや節約などして月々の利用料金を割り出していますが、それでも他の市と比べて横須賀市は利用料金が高いのでは、と感じます。公設のクラブの利用料金は、どのように算出するのですか。</p> <p>また、料金額によって、各民営のクラブにもその金額に近くなるように補助金が支払われるような配慮はあるのですか。設置に必要な事項を定めたあと、内容にクリアしていない民営のクラブがあった場合、補助は打ち切られてしまうのですか。</p> <p>指導員は、その仕事につくために研修など大卒でも一定の期間受けたりすると聞きました。元気な児童と向き合って、安全に放課後保護者が迎えに来るまで児童の世話をするのは重労働だと思います。指導員の雇用体系はどのように確立するのですか。公設の場合雇用主は誰になって職につくには、どのような募集方法で雇うのですか。</p>	<p>います。</p> <p>なお、利用料に関することについては条例及び規則に規定します。</p> <p>③補助金については、補助基準に基づき実施します。</p> <p>④公設民営を予定しているため、放課後児童支援員等の雇用に関することは事業者が行います。</p>
25	<p>公設の学童自体はとても良いことだと思います。ただ、①既存の民設の学童との格差をどうしていくのか？（設立時の補助金、補助金・運営費など）、②もともと子どもの数が少ない学区に多額の費用（2,200万円以上）をかけてつくって、その学校がなくなる可能性はないのか、③公設ということで管理は市が行うのか、④どこが運営し、運営の責任はどこになるのか？（例えば私が立ち上げた学童への苦情はワーカーズコレクティブを通じて私に届き、責任は私に来るようになっていきます）、⑤これから公設の動きになっていくのか、などなど先日市役所に相談に行きましたが、そのような点はきちんと考えられているのか疑問です。市長がまたは議員の方々がどこまで学童クラブの現状を理解し、現場の声を聞いているのか。子どもの数が多く、学校にも入れず家賃が高い場所でニーズが多いにもかかわらず同じような補助金で運営している久里浜地区など、もう少し考えてもらいたいと思います。久里浜地区はとても家賃が高いので学校や市の所有の建物を利用もしくは学校内にプレハブなどをつくってでも学校に入れると助かります。（結局家賃が全額補</p>	<p>1 件</p> <p>今後の施策の実施に当たり貴重なご意見として承ります。</p>

	助にならない限り、学校に入っている学童との格差は埋りません)		
26	放課後児童クラブがまだない学区に学童クラブができることは大変嬉しく思います。設置条例の骨子の(5)の利用及び利用の終了の①集団における健全な育成が困難であると認めたとときとありますが、どのような困難でしょうか？この表現について色々な捉え方があり、疑問と不安を少し感じました。横須賀の学童クラブには公設の学童がなく、今までは、地域の必要とする保護者が声を上げ、学童クラブをつくる運動を通して立ち上がってきたという現状を踏まえると、公設の学童が誕生する喜びは大きくもありますが、民設の学童も利用する側は同じ横須賀の市民ですし、学童クラブを平等に利用できるように、市としても色々と考えて頂きたいと強く願います。横須賀の子どもたちの放課後がもっと充実した施設環境になり、子どもたちにとっても保護者にとっても、働く指導員にとっても安全で安心できるそんな学童保育が横須賀市全体に実現できるように公設の学童も民設の学童もともに考えていけるといいと思いました。	1件	今後の施策の実施に当たり貴重なご意見として承ります。 なお、本規定は市長が利用の承認をしないことができる場合として、①は医療的なケアが必要な児童などを想定していますが、運用に当たっては、保護者の方と個別に相談して対応していきます。
27	横須賀市初めての公設の放課後児童クラブとなるので、内容は条例(省令の参酌基準を含む)や運営指針をしっかりと守る内容でお願いします。また、受託先は運営指針に沿ってしっかりと、「放課後児童クラブの役割」と「放課後児童支援員の役割」を守ってくれるところをもとめます。なぜなら、公設のクラブの内容というのは、横須賀市の放課後児童クラブ全体のイメージにつながり、規範となるべきだからです。働く保護者とともに、子どもたちの最善の利益が守られるよう、受託先の運営者と放課後児童支援員には、運営指針の正しい理解をしていることと、常に自己研鑽に励むことは切に望みます。	1件	今後の施策の実施に当たり貴重なご意見として承ります。
28	子どもを育てる場の提供ではなく、子どもが自ら育とうとする力を正しく理解し、支援をすることで子ども自らが自主性を持ってその居場所づくりに参画でき、幸福を感じることができる場とすることが学童保育設置の趣旨であると考えますが、この条例案のもとでは	1件	運用において対応していきます。

	そのような学童をつくることは可能なのでしょうか。		
29	<p>①既存の団体に委託をする場合は、利益を目的としない運営を行えるところにしてほしい。</p> <p>②子どもにとって良い環境をつくれる運営にしてほしいです。また、その環境をつくろうとできる指導員（チーム）とその体制を整えてほしい。</p> <p>③運営者、指導員が常に学べる環境を整え、職員全員が研修への参加を積極的にしてほしい。</p> <p>④横須賀市の学童の手本となるような保育体制や職員への待遇をお願いします。</p> <p>利用及び利用の終了の「①集団における健全な育成が困難であると認めたとき」について、働く保護者とその子どもに必要な支援を行う場所であるはずの学童が、支援を拒否するような状態になりかねないと思いますので、不適切かと思います。</p>	1件	<p>今後の施策の実施に当たり貴重なご意見として承ります。</p> <p>また、利用及び利用の終了の項目は、市長が利用の承認をしないことができる場合を規定しており、①は医療的なケアが必要な児童などを想定していますが、運用に当たっては、保護者の方と個別に相談して対応していきます。</p>
30	<p>横須賀市において、初めての公設学童クラブが設置されるに当たり、設置条例の概要は理解しました。現在横須賀市の学童クラブは民設民営で、そのほとんどが保護者会運営となっています。働く保護者が運営に苦勞する姿を見てきているので、公設の学童クラブが設置されることは、希望でもあります。しかし、指導員会が、指導員の資質の向上に努め、研修を重ね、いろいろな活動を積み上げて大切にしてきたことは、公設の学童クラブにおいても求めたいと考えます。放課後児童クラブ運営指針にのっとり、放課後児童支援員の認定資格の取得に努め、子どもたちのため、保護者のために、研修を受け、自己研鑽を続けるクラブであってほしいと願います。学童クラブの本質を理解していること、営利目的ではないことなどは、大切な条件であると思います。クラブに通う、子どもたちを真ん中に、より良い保育がなされることを願います。</p>	1件	<p>今後の施策の実施に当たり貴重なご意見として承ります。</p>
	合 計	30件	